

一 總務部 二 編輯部 三 宣傳部 四 庶務部 五 庶務部

第四條 本會の組織は、日本労働同盟連合会及び日本労働同盟連合会に加入する労働組合及び労働者の代表者により組織する。

第五條 本會は、日本労働同盟連合会及び日本労働同盟連合会に加入する労働組合及び労働者の代表者により組織する。

第六條 本會は、日本労働同盟連合会及び日本労働同盟連合会に加入する労働組合及び労働者の代表者により組織する。

第二章 日本労働同盟連合会

第七條 本會は、日本労働同盟連合会及び日本労働同盟連合会に加入する労働組合及び労働者の代表者により組織する。

第八條 本會は、日本労働同盟連合会及び日本労働同盟連合会に加入する労働組合及び労働者の代表者により組織する。

第九條 本會は、日本労働同盟連合会及び日本労働同盟連合会に加入する労働組合及び労働者の代表者により組織する。

第十條 本會は、日本労働同盟連合会及び日本労働同盟連合会に加入する労働組合及び労働者の代表者により組織する。

財団法人協調會大阪支所

五 政治部 六 教育出版部 七 法律部 八 婦人部

第三章 加盟及脱退

第五條 本會ニ加盟セントスル組合ハ組合規約及組合員數並ニ支部數ヲ明記シ委員會ノ承認ヲ得ベキモノトス

第六條 本會加盟組合ニシテ脱退セントスルトキハ其ノ理由ヲ具シ届出ヅベシ

第七條 本會加盟組合ニシテ解散消滅若クハ一組合トシテ存立シ得ザルト認メタルトキハ殘留品ヲ本會ニ引キ繼ギ管理スルモノトス（但シ金品ハ該組合復活ノタメニ使用スルコトヲ原則トス）

第八條 本會加盟組合ニシテ日本労働同盟並ニ本會規約及ビ決議ニ違反シタルトキハ大會三分ノ二以上ノ決議ニヨリ除名ス

第九條 本會ニ左ノ機關ヲ置ク

第四章 機關

第十條 本會ニ左ノ機關ヲ置ク